

商店街にぎわい促進事業 景品費の取扱いについて

商店街にぎわい促進事業において、「景品費」を補助対象経費とする場合は、対象要件や各種提出書類の注意事項がございます。また、商店街が発行し、商店街店舗で利用できる商品券を景品にする場合は、交付申請・実績報告時の添付書類が、通常と異なりますので、ご注意下さい。

I 景品費の対象要件

対象要件	詳細
1 景品につき1万円（税込）までが補助対象です。	1 景品にかかる経費のうち、税込1万円以下の部分が対象です。
景品総額が補助対象経費全体の30%までが補助対象です。	景品総額は、補助対象経費の全体額のうち30%以下の部分（小数以下切捨）が対象です。
景品を無料配布している場合に限りです。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店会店舗以外で使用できる商品券やチケット（図書券、チェーン店のギフト券及び遊園地のチケット等）は対象外です。 ・ 有料で参加できる抽選会やくじ引きに係る景品や、有料エリアへの入場特典として配布する景品は対象外ですが、各店舗での買い物時に参加券や抽選券を配布し、その券と引換に実施する抽選会等の景品は対象です。
景品表示法を遵守して実施している事業が対象となります。	上記の補助要件とは別に、景品表示法（以下参照）の規定を必ず遵守して実施してください。

<参考・抜粋> 商店街団体のイベント事業等における景品表示法の規定について

商店会等の団体が行う中元セールや歳末セール等のイベント等で配布する景品や記念品については、「景品表示法」の適用を受けます。「景品表示法」は、景品や記念品の「総額」や単価の「最高額」を制限しています。

※当補助事業では、景品費に係る補助要件として「景品表示法を遵守して実施している事業に限る」と規定していることに加え、各種法令を遵守することが義務付けられていますので、「景品表示法」を遵守し事業を実施してください。

1 景品（懸賞）の制限

中元セール・歳末セール等で行う抽選会景品及びスタンプラリーの景品

⇒ 景品表示法上の「懸賞」に該当します。

- ・ 懸賞は「一般懸賞」と「共同懸賞」に分かれます。（共同懸賞の方が一般懸賞より規制が緩和されます。）
- ・ 商店街振興組合及びこれに準ずる任意商店会（原則として30 会員以上）は共同懸賞の適用。

小規模の任意商店会は一般懸賞の適用

【景品表示法上の「共同懸賞」の規制】

各景品の最高額	総額
取引価額に関わらず30 万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

【景品表示法上の「一般懸賞」の規制】

懸賞に係る取引価額	各景品の最高額	総額
5,000 円未満	取引価額の20 倍	懸賞に係る売上予定総額の2%
5,000 円以上	10 万円	

2 総付景品の制限

来街者全員にプレゼントや先着〇名にプレゼント。例）商店街で〇円以上購入でプレゼント。

⇒ 景品表示法上の「総付景品」に該当します

取引価額	各景品の最高額	備考
1,000 円未満	200 円	購入に無関係の場合を含む
1,000 円以上	取引価額の2/10	

※景品類の価額は、景品類と同じものが市販されている場合は、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格によることとされています。（＝景品類と同じものが市販されている場合には、仕入価額ではありません。）

※その他の規制内容についても、下記「消費者庁WEBページ」を必ずご確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/premium_regulation/

Ⅱ 商店街店舗で利用できる商品券について

商店街が発行し、商店街店舗で利用できる商品券を景品にする場合、交付申請時や交付決定時の添付書類が、通常の景品購入時と異なりますので、ご注意ください。また、実績報告時に商店会等の団体が負担した経費が確定している必要がありますので、利用可能期限は令和7年1月31日までが適当と考えます。

(1) 交付申請時

購入先事業者からの見積書の代わりとして、発行予定の商品券の詳細をまとめた資料を作成し、交付申請書に添付してください。

<資料のイメージ>

商品券 発行予定明細		令和4年 7月 ○日		
		商店会名	北仲商店会	
		役職・氏名	会長 商業太郎	
景品区分	1,000円券 枚数	500円券 枚数	景品本数	合計額
1等 1万円	10	0	2	20,000
2等 7千円	5	4	5	35,000
<必要事項> ・景品単価 ・景品本数 ・発行する商品券の内訳	3	4	10	50,000
	1	2	20	40,000
合計			37	145,000

(2) 実績報告時

実績報告時は、商店会等が、各店舗で利用された商品券面額の負担した（＝支払った）証明書類が必要です。各店舗で利用された商品券を、店舗⇄商店会等間で換金した際の、「換金明細書類」が必要です。

<資料のイメージ>

商店街発行商品券 換金明細		令和4年 12月 ○日		
		商店会名	北仲商店会	
		役職・氏名	会長 商業太郎	
下記の通り、利用可能店舗との間で換金事務を行ったことを、証します。				
No	店舗名	換金日	換金額（円）	備考（受領印）
1	〇〇商店	11月12日	8,500	石川
2	△△精肉店	11月15日	2,000	山手
3	■金物店	11月30日	17,000	根岸
<必要事項> ・店舗名 ・換金日 ・換金（総）額 ・各店舗の受取印を押印、またはサイン（フルネーム）			11,500	磯子 太郎
			4,500	本郷
30	■青果店	12月6日	9,000	大船
換金総額			145,000	

※商品券には偽造及び不正利用を防止する対策を講じてください。

※商品券を自ら発行する場合、その発行内容や利用条件によっては、資金決済法の規制を受ける可能性があります。

各種様式のひな型は、下記のURL、または右記のQRコードからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/shotengai/nigiwai.html>

